

# 教員評価実施要領

平成 19 年 4 月 1 日施行

改正 平成 22 年 9 月 15 日

平成 27 年 3 月 30 日

## 1. 趣旨

この実施要領は、公立大学法人下関市立大学定款第 23 条第 4 号に基づき、下関市立大学教員の教育研究活動等の改善を促すことを目的に、教員の個人評価の実施に関して必要な事項を定める。

## 2. 評価の対象と期間

- (1) 評価の対象となる教員は、本学の専任の教授、准教授、講師、及び助教とする。
- (2) 評価は、毎年度、当該年度の活動状況について行う。ただし、研究成果については、過去 3 年分を総合的に評価する。

## 3. 評価の実施

- (1) 人事評価委員会は、教育研究審議会の付託を受けて、教員の評価を実施するとともに、評価の基準や方法等の評価制度について、毎年点検を行い、点検の結果を点検評価委員会に報告する。
- (2) 人事評価委員会は、評価制度を見直す必要があると判断したときには、見直しの方針等を作成する。
- (3) 学長は、見直しの方針等について教授会の意見を聴いたうえで、教育研究審議会に報告する。

## 4. 評価の領域及び基準

評価は、教員の教育活動、研究活動、学内業務、地域・社会貢献の 4 領域について、領域ごとに評価項目を設定し、多面的かつ公平に行う。さらに、領域ごとの評価をもとに、総合評価を行う。

## 5. 評価の手続及び方法

- (1) 教員は、年度初めに、領域ごとに重み（ウェイト）を付けた上でそれぞれの領域について具体的目標を定めた「教員活動計画書」を作成し、点検評価委員会を通じて人事評価委員会に提出する。
- (2) 教員は、一定の期日（春学期終了時）までに、「教員活動計画書」の内容の修正を人事評価委員会に申し出ることができる。
- (3) 教員は、年度末に、「教員実績報告書」、「自己評価シート」及び「学内業務、地域・社会貢献ポイント表」を作成し、人事評価委員会に提出する。この場合において「教員実績報告書」については、点検評価委員会を通じて提出するものとする。
- (4) 教員が「教員活動計画書」及び「教員実績報告書」を提出しないときには、委

員会は当該教員から意見を聴取し、適切な評価を行う。

- (5) 人事評価委員会は、評価を実施するに際して、必要に応じて、評価される教員の意見を聴取する機会を設けるように配慮する。
- (6) 人事評価委員会は、領域（教育活動、研究活動、学内業務、地域・社会貢献）ごとの評価結果及び総合評価を本人に通知し、改善点がある場合にはその指摘を行う。

## 6. 不服申し立て

- (1) 教員は人事評価委員会の評価結果に不服があるときは、教育研究審議会に不服申し立てを行うことができる。
- (2) 教育研究審議会は、自己の評価結果についての教員の不服申し立てに関することを、不服申し立て委員会に付託する。
- (3) 不服申し立て委員会は、教授会の意見を聴いて学長が指名する人事評価委員以外の教員4名と学外理事（教育研究担当理事1名）をもって設置する。
- (4) 不服申し立て委員会は、教育研究審議会の付託を受けて、申し立ての理由を審査し、理由なしと認めるときにはこれを棄却し、理由ありと認めるときには、人事評価委員会に対し再評価の実施を命ずることができる。
- (5) 人事評価委員会は、再評価を行ったときには、その結果を当該教員に通知するとともに、不服申し立て委員会に報告する。

## 7. 評価結果の公表及び利用

- (1) 人事評価委員会は、教員の教育研究活動等の改善に役立てるために、評価結果を総合的に分析し、その分析結果を、点検評価委員会を通じて公表する。ただし、各教員の評価結果については公表しない。
- (2) 評価結果は、特定奨励研究費の配分、長期研修の順位決定などの際に、参考資料として利用する。

### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則（平成22年9月15日改正）

この要領は、平成22年9月15日から施行し、この要領による改正後の教員評価実施要領の規定は、平成21年度実績に基づいて行う評価から適用する。

### 附 則（平成27年3月30日改正A）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。